

大和市告示第 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により次のとおり市道の路線を廃止し、同法第 1 8 条第 2 項の規定により令和 7 年 1 月 6 日から供用を廃止する。

なお、関係図面は、本市街づくり施設部道路管理課において、告示の日から 2 週間（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 6 日

大和市長 古谷田 力

路 線 名	起 点	終 点	幅 員	延 長
南林間 1 3 号	南林間三丁目 3 2 4 8 番 5 2	南林間三丁目 3 2 4 8 番 5 2	2. 66 ^m	10. 87 ^m